

## ■承認第1号 専決処分の承認を求めるについて(令和7年度四万十町一般会計補正予算(第6号))

### 【要旨】

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和8年1月20日付で専決処分に付した令和7年度四万十町一般会計補正予算第6号について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

第51回衆議院議員総選挙が令和8年2月8日に執行されることに伴いまして、その執行経費について予算を編成する必要が生じたため、歳入歳出それぞれ27,000千円を追加計上したものです。

### 【補正内容】

令和7年度四万十町一般会計補正予算(第6号) 第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり

### 【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

#### (専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 4 (略)